

「交通安全に関する意識調査アンケート」の結果について

交通安全に関する意識調査について、平成19年3月1日(木)から3月31日(土)までアンケートを実施したところ、下記のとおり105名の方のご参加をいただきました。ありがとうございました。

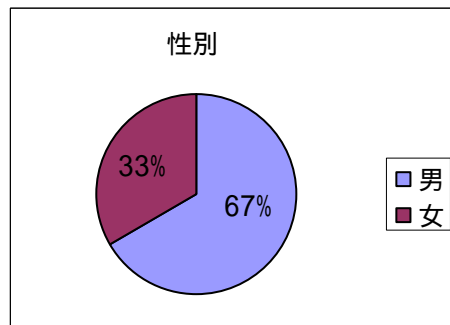
1 アンケート期間

平成19年3月1日(木)～3月31日(土)まで

2 アンケートを寄せられた方の内訳

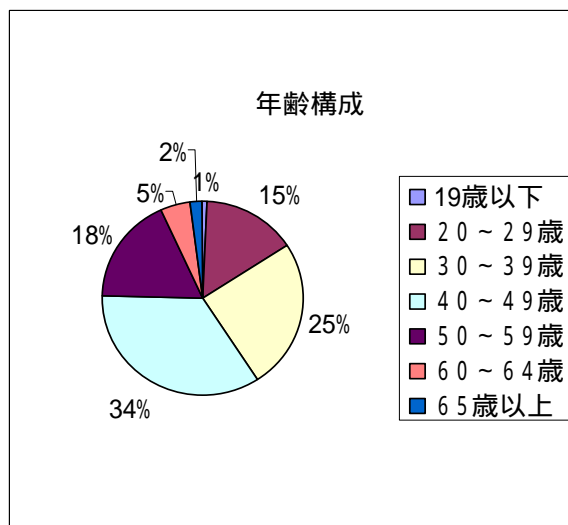
(1) 性別

		人数
1	男性	70
2	女性	35
合計		105



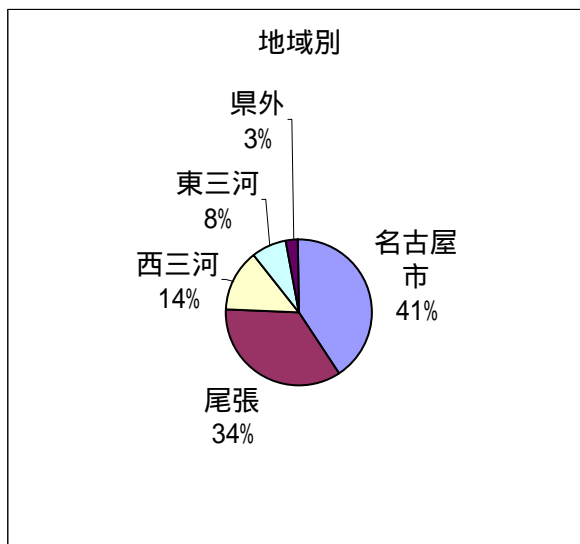
(2) 年齢

		人数
1	19歳以下	1
2	20～29歳	16
3	30～39歳	26
4	40～49歳	36
5	50～59歳	19
6	60～64歳	5
7	65歳以上	2
合計		105



(3) 居住地域

		人数
1	名古屋地域	43
2	尾張地域	36
3	西三河地域	15
4	東三河地域	8
5	県外	3
合計		105

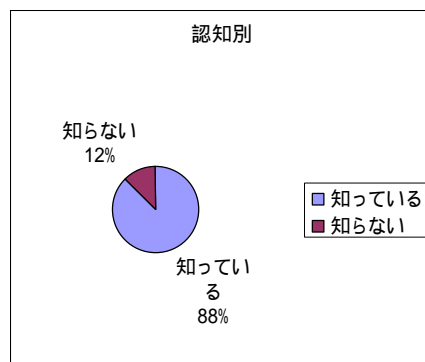


3 集計結果

【問1】あなたは、愛知県の交通事故死者数が、2年連続して全国ワースト1位となっていることをご存じですか。

(回答は一つ)

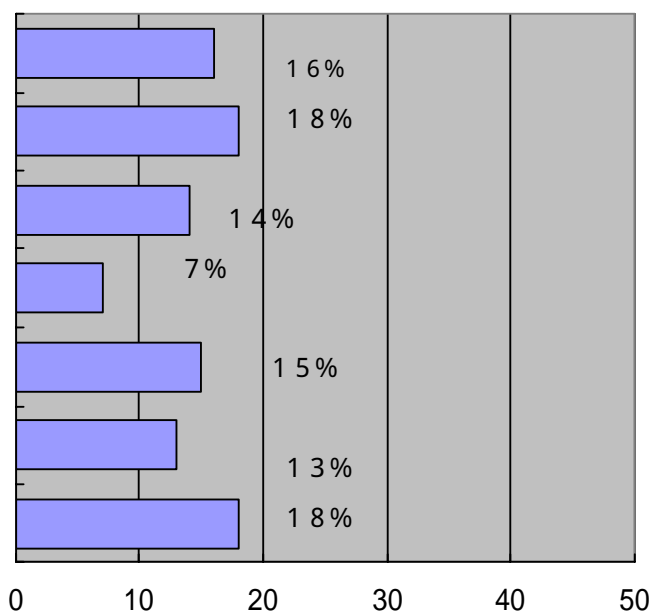
		人数
1	知っている	92
2	知らない	13
合計		105



【問2】あなたは、愛知県内で平成18年中に発生した交通死亡事故の主な特徴として、次のことをご存じですか。(複数回答可能)

		人数
1	年齢別では、65歳以上の高齢者が全死者数の4割を超え、そのうちの約8割が自宅から半径1km以内でお亡くなりになっている。	34
2	飲酒運転が関与した死亡事故件数は2年連続で全国ワースト1位である。	39
3	出合頭や道路横断中での事故が全体の半数を占めている。	31
4	信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害を原因とする死亡事故(構成率)は、全国平均の2倍である。	16
5	死亡事故の約6割が交差点や交差点付近で発生している。	32
6	時間帯別では、夜間(18時~6時)が過半数を占めている。	29
7	1~6について、いずれも知らない。	39
合計		220

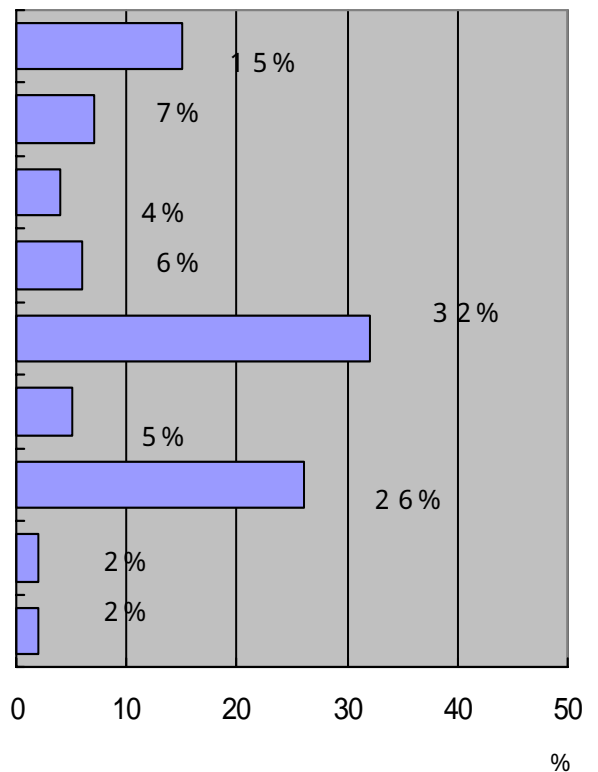
- 年齢別では、65歳以上の高齢者が全死者数の4割を超え、そのうちの約8割が自宅から半径1km以内でお亡くなりになっている。
- 飲酒運転が関与した死亡事故件数は2年連続で全国ワースト1位である。
- 出合頭や道路横断中での事故が全体の半数を占めている。
- 信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害を原因とする死亡事故(構成率)は、全国平均の2倍である。
- 死亡事故の約6割が交差点や交差点付近で発生している。
- 時間帯別では、夜間(18時~6時)が過半数を占めている。
- 1~6について、いずれも知らない。



【問3】あなたは、交通安全に関する取組としてどのようなことを実施していますか。（複数回答可能）

		人数
1	家族、職場、地域等で交通安全について話しあっている。	40
2	夜間の歩行・自転車利用する際には、反射材を身につけている。	19
3	家族や周りの高齢者の方が、反射材を身につけるようにしている。	10
4	車に同乗する際には、後部座席に座った場合でもシートベルトをしている。	16
5	飲酒運転をしないだけでなく、させないことも徹底している。	82
6	見知らぬ高齢者や子どもに対しても、必要だと思う場面では交通安全の一声をかけている。	13
7	交通事故を起こさないだけでなく、交通事故に巻き込まれないように、いつも周りの状況に気を付けて安全運転・安全行動を実践している。	68
8	特に実施していない。	6
9	その他	6
合計		260

1. 家族、職場、地域等で交通安全について話しあっている。
2. 夜間の歩行・自転車利用する際には、反射材を身につけている。
3. 家族や周りの高齢者の方が、反射材を身につけるようにしている。
4. 車に同乗する際には、後部座席に座った場合でもシートベルトをしている。
5. 飲酒運転をしないだけでなく、させないことも徹底している。
6. 見知らぬ高齢者や子どもに対しても、必要だと思う場面では交通安全の一声をかけている。
7. 交通事故を起こさないだけでなく、交通事故に巻き込まれないように、いつも周りの状況に気を付けて安全運転・安全行動を実践している。
8. 特に実施していない。
9. その他



【問4】あなたは、飲酒運転に関することとして、次の(1)～(4)についてご存じですか。
(複数回答可能)

		人数
1	ドライバーにお酒を勧めた人や同乗者も、処罰の対象である。	104
2	二日酔いでの運転は、飲酒運転になる。	82
3	自転車の飲酒運転も、処罰の対象である。	91
4	飲酒運転で死亡事故を起こして危険運転致死罪が適用されると、最長懲役20年となる。	49
5	1～4について、いずれも知らない。	1
合計		327

1. ドライバーにお酒を勧めた人や同乗者も、処罰の対象である。
2. 二日酔いでの運転は、飲酒運転になる。
3. 自転車の飲酒運転も、処罰の対象である。
4. 飲酒運転で死亡事故を起こして危険運転致死罪が適用されると、最長懲役20年となる。
5. 1～4について、いずれも知らない。

